

(参考1) 加糖調製品の例

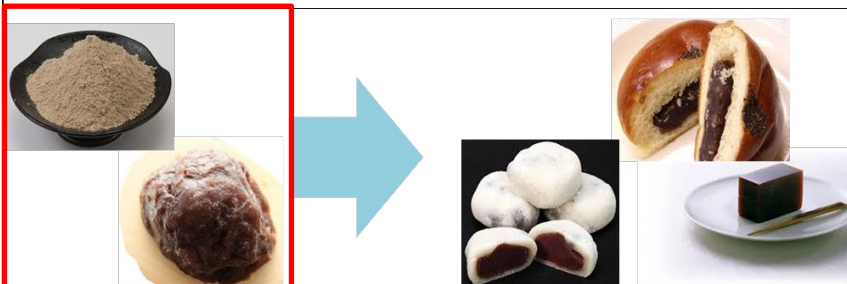
■ ココア調製品

→ 砂糖とココア粉の混合物、チョコレート菓子の半製品等
【使途: 菓子類・飲料原料、チョコレート製品等】



■ 調製した豆

→ 砂糖と小豆の混合物等
【使途: 和菓子原料(加糖餡)等】



■ コーヒー調製品

→ 砂糖とコーヒーエキス、インスタントコーヒーの混合物等
【使途: インスタントコーヒー、菓子類・パン原料等】



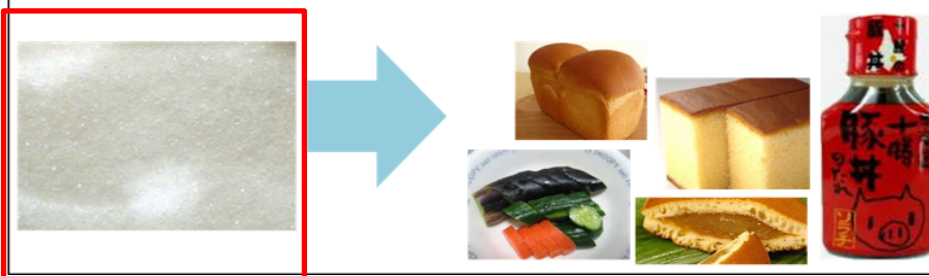
■ 粉乳調製品

→ 砂糖と粉乳の混合物等
【使途: 缶飲料、粉ミルク、アイスクリーム原料等】



■ その他の調製品

→ 砂糖とソルビトール(甘味料)の混合物、砂糖と塩の混合物等
【使途: 菓子類、パン、漬け物、調味料原料等】
(ソルビトールと砂糖の調製品は砂糖と同様に幅広く使用可能)



が加糖調製品

(参考2) T P P 11農林水産物市場アクセス交渉結果（加糖調製品）

○砂糖を含む製品に原料として用いられる加糖調製品については、

①世界からの輸入量が多く、砂糖との競合がより大きい品目については、関税割当枠を設定。

②チョコレート菓子などの製品やココア調製品については、段階的に11年目に関税撤廃。

○具体的には、品目毎に以下のとおり関税割当を設定。

	枠内税率	枠数量	輸入量 (H29-R元平均)		輸入量(R2)		輸入量(R3)	
			TPP11	世界	TPP11	世界	TPP11	世界
加糖ココア粉 (含糖率約9割)	(発効前) (11年目) 29.8% → 14.9%	(発効時) (6年目) 5千t → 7.5千t	9.5千t	19.2千t	9.1千t	20.3千t	8.9千t	20.4千t
ココア調製品 (2kg超、板状等以外) (含糖率約9割)	(発効前) (11年目) 28% → 16.8%	(発効時) (6年目) 12千t → 18.6千t	39.7千t	82.0千t	33.5千t	75.8千t	35.5千t	74.5千t
砂糖と粉乳等を混ぜたもの (含糖率約8割)	(発効前) (11年目) 29.8% → 17.9%	(発効時) (11年目) 10.5千t → 12.3千t	73.8千t	102.4千t	71.2千t	91.6千t	58.7千t	79.0千t
ココア調製品(2kg以下) (含糖率約4～9割)	(発効前) (1年目) 29.8% → 0%	(発効時) (11年目) 2.7千t → 5千t	0.9千t	4.4千t	1.3千t	4.0千t	1.3千t	4.4千t

※輸入量は財務省「貿易統計」から集計

(参考3) T P P 11税率のステージング一覧（調整金対象加糖調製品6品目）

品名 (税番)	WTO 譲許税率	1年目 (協定発効)	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目 以降
		2018 (年度)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029～
ココア粉 (1806.10-110)	29.8%	28.4%	27.0%	25.7%	24.3%	23.0%	21.6%	20.3%	18.9%	17.6%	16.2%	14.9%	14.9%
ココア調製品 (液・粉・粒状、2kg超) (1806.20-121)	28%	26.9%	25.9%	24.9%	23.9%	22.9%	21.8%	20.8%	19.8%	18.8%	17.8%	16.8%	16.8%
粉乳調製品 (ミルク30%未満) (1901.90-219)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%
コーヒー調製品 (コーヒーエキス等) (2101.11-110)	24%	21.6%	19.2%	16.8%	14.4%	12.0%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%	9.6%
その他の調製品 (たんぱく質濃縮物等) (2106.10-219)	21%	19.0%	17.1%	15.2%	13.3%	11.4%	9.5%	7.6%	5.7%	3.8%	1.9%	0.0%	0.0%
粉乳調製品 (乳糖、乳たんぱく又は 乳脂肪含有) (2106.90-284)	29.8%	28.7%	27.6%	26.5%	25.4%	24.3%	23.3%	22.2%	21.1%	20.0%	18.9%	17.9%	17.9%

(参考4) 加糖調製品に係る関税改正要望の概要

関税・外国為替等審議会関税分
科会（令和3年11月提出資料）

令和3年度改正の概要

- ◆ TPP11交渉等の結果、関税割当の枠内税率が段階的に削減又は、関税が削減・撤廃される加糖調製品のうち6品目について、令和3年度のTPP11税率の設定水準に応じて、調整金収入の拡大が可能となるよう暫定税率の引下げ及びそれ以外の14品目（枠内即時無税品目）について、暫定税率の延長を措置。

令和4年度改正の要望内容

- ◆ TPP11発効に伴い加糖調製品から調整金を徴収することにより、実質的に国産の砂糖の価格は低減したが、両者の間には依然として大幅な価格差が存在。
- ◆ このため、加糖調製品からの調整金収入を確保することにより、輸入加糖調製品と国産の砂糖との価格差を縮小するため、令和4年度のTPP11税率の設定水準に応じて、暫定税率の引下げ及び延長を要望。

【具体的イメージ：粉乳調製品（1901.90-219）】

